

答 申 書

男女共同参画に関する基本的な考え方等
を定めた条例のあり方について

平成27年（2015年）3月

姫路市男女共同参画審議会

目次

はじめに.....	2
1 条例の必要性について.....	3
(1) 姫路市における男女共同参画の現状.....	3
(2) 条例制定の必要性.....	4
(3) 条例制定の意義及び効果.....	4
2 条例の名称について.....	5
3 条例に盛り込むべき内容について.....	5
(1) 前文.....	5
(2) 目的、定義、基本理念及び責務等に関する規定.....	6
ア 目的.....	6
イ 定義.....	6
ウ 基本理念.....	6
エ 市、市民及び事業者その他の者の責務.....	6
オ 男女共同参画を阻害する行為の禁止.....	7
(3) 基本的施策に関する規定.....	8
ア 男女共同参画プラン.....	8
イ 施策の策定に当たっての配慮.....	8
ウ 市民等の理解を深めるための措置.....	8
エ 附属機関等における構成員の男女の均衡.....	8
オ 調査研究.....	8
カ 市民等に対する支援.....	8
キ 推進体制の整備.....	8
ク 苦情等の申出への対応.....	8
ケ 年次報告.....	9
コ 拠点施設.....	9
(4) 男女共同参画審議会に関する規定.....	9
参考資料.....	10
1 姫路市男女共同参画審議会委員名簿.....	10
2 姫路市男女共同参画審議会における審議経過.....	11

はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、国において、平成11年6月に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

姫路市では、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）が平成13年3月に策定され、プランに基づき、すべての人が人権尊重を基調に、性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、現在に至るまで、男女共同参画の推進に関する各種施策が展開されてきました。

しかしながら、今後、姫路市において、プランの着実な推進を図り、市だけでなく、市民、事業者等の主体的な取組みを進めるためには、法的な基盤となる条例の制定が求められるところであり、市民の理解を求め、男女共同参画の推進に関する施策をより一層積極的に展開する上で、条例を制定することは大変意義のあることと考えます。

本審議会では、昨年7月に市長から諮問を受けた後、審議会を2回、部会を3回開催し、姫路市の現状を勘案しながら、基本法や男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）を基本に、姫路市における男女共同参画に関する基本的な考え方等を定めた条例のあり方について検討を重ねてきました。

本審議会としては、この答申を踏まえ、今後、市において、市民等の意見も反映させながら、可及的速やかに条例を制定され、そして、市民等と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより一層進められることを期待します。

平成27年3月30日

姫路市男女共同参画審議会
会長 大塚 優子

1 条例の必要性について

(1) 姫路市における男女共同参画の現状

ア 市民意識調査の結果

姫路市が、市民の男女共同参画社会に関する意識やニーズを把握し、今後の施策展開の参考にすることを目的として、平成23年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果を見ると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識について、平成17年度に実施した同調査(以下「前回調査」という。)の結果と比較して、「反対派」(「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた者をいう。以下同じ。)が増加し、「賛成派」(「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた者をいう。以下同じ。)が減少しています。

とりわけ女性では「反対派」が過半数(50.8%)を超えてはいるものの、男性では「賛成派」(44.1%)が「反対派」(43.1%)よりも多く、姫路市では、まだまだ男女共同参画の理念の浸透が進んでいるとは言い難い現状がうかがえます。

また、前回調査と比較して、すべての分野において、「男性優遇」とする者の割合は減少しているものの、ほとんどの分野において、未だ男女間の不平等を感じている者の割合が高い結果となっています。

どのような状況、立場であろうとも、すべての人がいきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。さらに、社会に残っている、女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりなどを改めていくためにも、男女共同参画に関する市民意識の高揚が求められます。

日本国憲法には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれており、男女平等の実現に向けて、姫路市でも、さまざまな取組みを行っています。平成13年3月にプランを策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的かつ体系的に進めており、また、同年9月には姫路市男女共同参画推進センター(愛称“あいめっせ”)を設置し、プランの推進に向け、市民等に対する各種啓発をはじめとする多様な事業を積極的に実施しています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は未だに根強く、多くの市民が社会通念や慣習など、さまざまな分野において男女間の不平等を感じており、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が存在している現状がうかがえます。

イ 人口の推移

姫路市の人口の推移を見ると、平成18年3月の市町合併により人口が53万人を超えたものの、人口推計上、今後は減少に転じると見込まれています。

平成22年に行われた国勢調査の結果によると、年齢3区分別人口割合は、年少人口(0～14歳)が15.0%、生産年齢人口(15～64歳)が63.4%、老年人口(65歳以上)が21.6%となっていますが、平成17年の国勢調査では、それぞれ、15.8%、65.7%、18.5%であったことから、姫路市でも少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

少子高齢化や労働力人口の減少が一層進む中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠です。とりわけ女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが求められています。

また、少子高齢社会を迎え、将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するためには、

あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も家庭や職場、地域など、社会のさまざまな分野で対等に参画することが重要です。

ウ 女性の登用状況

姫路市における審議会等委員の女性比率について、プランでは平成29年度に35%とすることを目標値に掲げていますが、平成26年3月31日現在24.7%で、兵庫県内29市中17番目でした。

また、姫路市職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率についても、プランでは平成29年度に17%とすることを目標値に掲げており、平成26年4月1日現在14.3%でしたが、課長以上では5.5%にとどまり、兵庫県内29市中29番目（最下位）でした。

兵庫県内の他の市と比較して、姫路市では、女性の登用に向けた取組みも行われているものの、登用が進んでいるとは言い難い現状がうかがえます。

一方、国においては、基本法が制定されて以降、審議会等委員の女性比率は年々上昇しており、基本法の制定時には姫路市の女性比率と同程度であったにもかかわらず、その後、両者の間には大きな差異が生じています。

これは、基本法の制定を契機に、国における男女共同参画の推進に向けた意識的な取組みにより、各審議会等委員の選任において、女性の積極的な登用が進み、数値として現れた結果と考えられます。

更に、国においては、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略 ―JAPAN is BACK―」、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂2014 ―未来への挑戦―」の中で、「女性の活躍推進」が取り上げられるなど、「女性の活躍が成長戦略の中核」として位置付けられ、男女共同参画の推進のための取組みがより一層強化されているところでもあります。

(2) 条例制定の必要性

姫路市においても、これまでの取組みを踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、市民及び事業者等と市が一体となった取組みをより一層積極的に展開するためには、男女共同参画に関する基本的理念をより明確にし、それぞれの役割等を定めた条例（以下「条例」という。）を制定する必要があると考えます。

また、広く市民及び事業者等に対して男女共同参画に関する意識を浸透させるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を更に促進させるためには、基本法と整合した条例を制定することが有効であると考えます。

(3) 条例制定の意義及び効果

条例を制定する意義及び効果は次のとおりと考えます。

ア 国において男女共同参画の推進のための取組みがより一層強化され、とりわけ女性の活躍の推進に向けた新たな法制度の整備が進められている中、同時期に条例を制定し、姫路市における男女共同参画社会の実現に向けた方向性及び基本姿勢を表明することにより、相乗効果が期待でき、姫路市における取組みをより効果的かつ円滑に推進することができること。

イ 男女共同参画社会の実現は、市の対応のみで達成できるものではないことから、条例で、市に加え、市民及び事業者等の役割や責任を明確化することにより、各行動主体が積極的に取り組むことができ、相互の連携を図ることができること。

- ウ 基本法を踏まえた条例を制定することにより、市が実施する各分野にまたがる男女共同参画の推進に関する施策（とりわけプランの策定）に法的根拠を付与し、強力に推進することができること。
- エ 現在整備されている市内の推進体制に法的根拠を付与することで、その位置付けが明確となり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策をより一層総合的かつ効果的に推進することができること。

2 条例の名称について

条例は姫路市における男女共同参画を推進していくための基盤となるものであることから、条例の名称には「男女共同参画推進」又は「男女共同参画の推進」を用いることが適当であると考えます。そこで、条例の名称として、「姫路市男女共同参画推進条例」を提案します。

3 条例に盛り込むべき内容について

条例は、国における基本法と同様、男女共同参画社会の実現に向けた方向性及び基本姿勢を表明するために制定するもので、理念的な性格を有するものです。

このため、制定する条例の内容又は表現等については、法制度を含む社会の体制や経済の情勢等に著しい変化がない限り、今後頻繁に改正するようなことがないよう留意しておく必要があります。

なお、条例は男女共同参画の推進に向けた方向性及び基本姿勢を包括的かつ理念的に定めるもので、これに対し、プランは条例の内容を具現化するための施策を体系的かつ具体的に定めるものとの位置付けになります。

以上を踏まえ、条例に盛り込むべき事項について、以下のとおり提案します。

(1) 前文

前文は条例制定の背景又は趣旨及び条例の理念等を強調して象徴的に述べるものです。

条例に前文を置き、次の事項又は表現を盛り込むこととします。

- ア 国の動向を踏まえ、姫路市においても、男女共同参画社会の実現を目指した取組みを行ってきたこと。
- イ 上記アにもかかわらず、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている現状にあること。
- ウ 上記イに加え、少子高齢化の一層の進行、社会経済情勢の急速な変化、国際化の進展、地域社会や家族形態の変容などにも対応するためには、男女共同参画の更なる推進が必要であること。
- エ すべての者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意するとともに、その基本となる条例の制定について宣言すること。

(2) 目的、定義、基本理念及び責務等に関する規定

ア 目的

条例を制定する目的を明確に表すために必要です。

条例制定の目的は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者その他の者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することとします。

イ 定義

条例において用いる語句の意義又は内容を明確にするため、必要に応じて定義に関する規定を設けることとします。

ウ 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、目指すべき姿を明確にし、施策の方向性を示すことにより、これらを基本理念として、市民及び事業者その他の者と共有する必要があります。

そこで、姫路市における男女共同参画は、基本法に規定された基本理念との整合を図りつつ、プランに掲げる基本理念を盛り込んだ、次のものを基本として推進されなければならないこととします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- ② 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における意志の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 家族の構成員は性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- ⑤ 国際社会における男女共同参画に関する取組みを勘案し、その動向に配慮すること。
- ⑥ 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることに十分配慮し、これによる差別をしないこと、また、あらゆる人の性と生殖に関する意志を尊重すること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られるようにすること。
- ⑦ 市民等が、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むこと。
- ⑧ あらゆる状況又は立場の人が、性別又は年齢等によることなく、自らの責任において多様な選択が保障されること。

エ 市、市民及び事業者その他の者の責務

男女共同参画社会の実現のためには、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりの主体的な取組みが欠かせません。

そこで、市、市民及び事業者その他の者がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ協働した取組みを進めるため、それぞれの責務を明らかにする必要があります。

市、市民及び事業者その他の者のそれぞれの責務は次のとおりとします。

① 市の責務

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施すること。
- ・ あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮すること。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めること。
- ・ 職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高めるよう努めること。

② 市民の責務

- ・ 基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めること。
- ・ 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

③ 事業者の責務

- ・ 基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めること。
- ・ 男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めること。
- ・ 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

④ 市民団体の責務

- ・ 基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めること。
- ・ 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

⑤ 教育関係者の責務

家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の過程において、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めること。

オ 男女共同参画を阻害する行為の禁止

男女共同参画社会を実現する上で阻害となる要因又は克服すべき課題に該当する行為を明らかにし、それらを条例において禁止し、又は留意することが必要です。

条例において禁止し、又は留意する行為は次のとおりとします。

① 性別による権利侵害の禁止

何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害を行ってはならないこと。

② 公衆に表示する情報に関する留意

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならないこと。

(3) 基本的施策に関する規定

市は、上記(2)ウの基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な施策を実施する必要があります。

そこで、条例において市が実施することとする基本的な施策を明らかにします。

ア 男女共同参画プラン

プランの策定に関する根拠規定を設けることとします。

- ① 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であるプランを定めること。
- ② 市長は、プランを策定するに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会の意見を聴くこと。
- ③ 市長は、プランを策定したときは、速やかに公表すること。
- ④ 上記②及び③の規定は、プランの変更について準用すること。

イ 施策の策定に当たっての配慮

市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮することとします。

ウ 市民等の理解を深めるための措置

市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、広報又は啓発活動及び情報の提供その他必要な措置を講ずることとします。

エ 附属機関等における構成員の男女の均衡

市長等は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を委嘱し、又は任命する場合には、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めることとします。

オ 調査研究

市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うこととします。

カ 市民等に対する支援

市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組みに対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めることとします。

キ 推進体制の整備

市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備することとします。

ク 苦情等の申出への対応

市民等からの苦情又は相談の申出があった場合の対応に関する規定を設けることとします。

- ① 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めることとする。
- ② 市は、上記①の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、姫路市男女共同参画審議会の意見を聴くこととする。
- ③ 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民等からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めることとする。

ケ 年次報告

市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表することとします。

コ 拠点施設

姫路市男女共同参画推進センターを男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組みを支援するための拠点施設と位置付けることとします。

(4) 男女共同参画審議会に関する規定

条例制定の目的が上記(2)アのとおりであることから、「男女共同参画社会の形成を促進するための総合的施策の策定及び実施に関する重要事項についての調査審議」を担当するために設置している男女共同参画審議会の設置に関する根拠規定を姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）から条例に変更することとします。

参考資料

1 姫路市男女共同参画審議会委員名簿

役職名	氏名	団体名等
会長 (部会委員)	大塚 優子	姫路獨協大学 教授
副会長 (副部会長)	伊藤 公雄	京都大学大学院 教授
委員 (部会長)	松島 京	近大姫路大学 准教授
委員 (部会委員)	川崎 志保	弁護士
委員	河田 知子	姫路市医師会 女性医師委員会 委員
委員	西本 眞造	姫路市議会厚生委員会 委員長
委員	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
委員	田中 種男	姫路市連合自治会 副会長
委員	杉岡 明子	姫路市連合PTA協議会 理事
委員	久下 英男	姫路市立中学校長会 理事 (男女共生担当)
委員	岡本 陽子	姫路商工会議所 女性会 副会長
委員	村上 慎吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
委員	浦川 祥子	姫路市民生委員児童委員連合会 理事
委員	横治久美男	公募委員
委員 (部会委員)	横田みゆき	公募委員

(注) 役職欄の () 書きは条例検討部会における役職を表す。

2 姫路市男女共同参画審議会における審議経過

平成26年 7月30日	平成26年度 第1回審議会	姫路市長から男女共同参画に関する基本的な考え方を定めた条例のあり方について諮問を受ける。 伊藤、大塚、川崎、松島及び横田各委員をもって条例検討部会を設置し、審議を付託。
平成26年 10月5日	条例検討部会 (第1回)	条例検討部会を開催し、松島委員を部会長、伊藤委員を副部会長に選任した上で、諮問事項について審議。
平成26年 11月27日	条例検討部会 (第2回)	条例検討部会を開催し、諮問事項について審議。
平成27年 2月6日	条例検討部会 (第3回)	条例検討部会を開催し、諮問事項について審議。
平成27年 3月27日	平成26年度 第2回審議会	審議会を開催し、条例検討部会からの報告を踏まえ、諮問事項について審議。
平成27年 3月30日		姫路市長へ男女共同参画に関する基本的な考え方を定めた条例のあり方について答申。